

## 【別紙2】

取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の内容の一部改定について

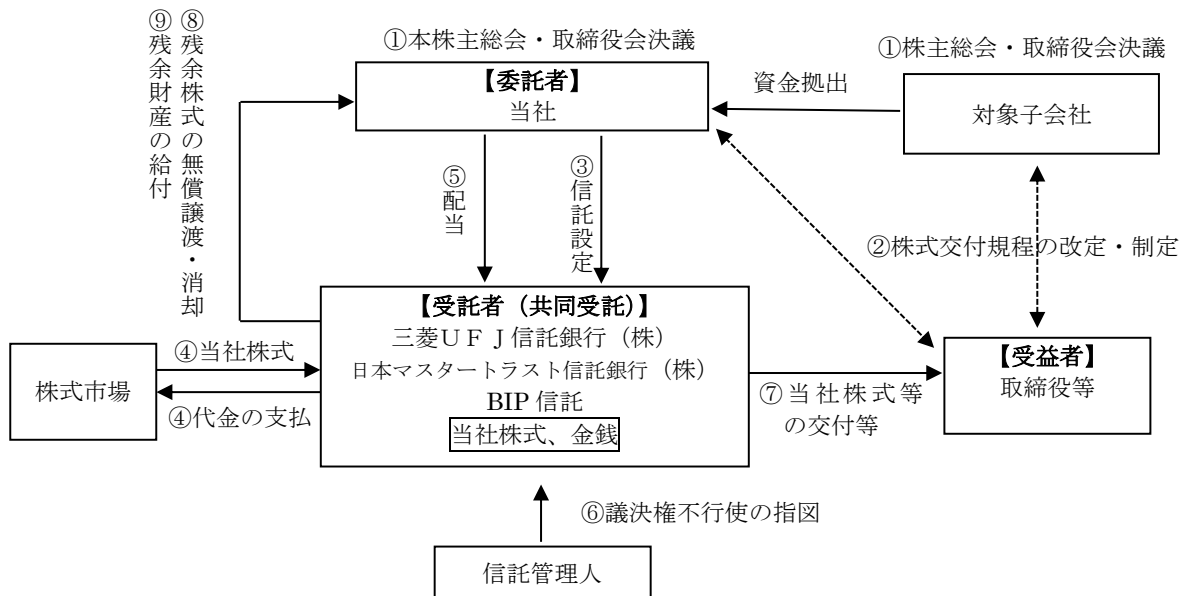
### (1) 要旨

当社は、中期経営戦略の実現に向けて、当社及び当社が定める主要子会社（以下「対象子会社」という。）の取締役及び執行役員（社外取締役及び監査等委員である取締役並びに国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）の報酬と当社グループの企業価値との連動性をより明確にし、中期経営戦略における財務目標達成に向けた意欲をさらに高めること及び取締役等の自社株保有の促進により株主との利益共有をより一層進めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）を導入しています。当社の中期経営戦略の一部見直し（以下「本見直し」という。）に伴い、本見直しと本株式報酬制度の内容を対応させるために、2026年6月18日開催予定の当社第41期定時株主総会において承認されることを条件として、①本株式報酬制度における対象期間の見直し（中期経営戦略を2030年度までの計画に変更したことに伴い、本株式報酬制度についても2030年度までを対象期間とすること。）、②取締役等に対して交付等を行う当社株式等の数の算定方法の見直し（本株式報酬制度改定後の2030年度までの対象期間に限り、2025年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度分の累積ポイントについては、本見直し前の中期経営戦略の最終事業年度としていた2027年度の終了時点において、本見直し前の中期経営戦略に掲げる財務目標達成度等に応じて業績連動係数を乗じることで交付等を行う当社株式数を決定する。また、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度分の累積ポイントについては、本見直し後の最終事業年度である2030年度の終了時点における財務目標達成度等に応じて業績連動係数を乗じることで、交付等を行う当社株式数を算定する。）を行うため、本株式報酬制度の内容を改定いたします。

また、当社の主要子会社である株式会社NTTデータグループ、株式会社NTTデータ、株式会社NTT DATA, Inc.、株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ（2026年7月1日から事業開始予定）（以下「新規対象会社」といい、当社と新規対象会社を含む主要子会社を併せて、以下「対象会社」という。）を本株式報酬制度の対象会社といたします。

なお、対象子会社（新規対象会社を除く。）における本株式報酬制度の一部改定は、当該会社ごとの株主総会において承認されることを条件とし、また、新規対象会社における本株式報酬制度の導入は、当該会社ごとの株主総会において承認されることを条件とします。

(2) 改定後の本信託の概要



- ① 当社は、取締役等を対象とする本株式報酬制度の改定に関して、本株主総会において承認決議を得ます。対象子会社（新規対象会社を除く。）は、取締役等を対象とする本株式報酬制度の改定に関して、当該会社ごとの株主総会において、承認決議を得ます。また、新規対象会社は、当該会社ごとの株主総会において、本株式報酬制度の導入について承認決議を得ます。
- ② 当社及び対象子会社は、各社の取締役会において、本制度の内容にかかる株式交付規程を改定又は制定します。
- ③ 当社は、取締役等に対する株式報酬の原資となる金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しています。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取締役等に対して当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付（以下「交付等」という。）を行うために取得する株式数は、各対象会社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しては、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、取締役等は、各対象会社の株式交付規程に従い、一定のポイント数の付与を受けた上で、受益者要件を満たした場合に、かかるポイント数の一定の割合に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 会社業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度又はこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等への交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金等の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等について定められるポイント数に相当する株式数に対し不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、当社は本信託に追加で金銭を信託し、本信託による当社株式の追加取得を行うことがあります。

## ① 本制度の概要

本制度は、当社の掲げる中期経営戦略の対象となる事業年度（下記④アに定める。以下同じ。）を対象とし、取締役等の役位及び中期経営戦略の財務目標の達成度等に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。なお、本信託の継続（下記④イに定める。以下同じ。）が行われた場合には、以降の中期経営戦略に対応する事業年度をそれぞれ対象期間とします。

## ② 本制度の改定及び継続にかかる取締役会の決議

本制度の改定及び継続にあたり、本制度にかかる各対象会社の取締役を対象とする役員報酬については、本制度の導入にかかる株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって、信託期間の満了時に信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことを決定します。また、本制度にかかる各対象会社の執行役員を対象とする報酬については、必要な事項を取締役会の決議によって決定します。

## ③ 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、株式交付ポイント数に相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

ア 制度開始日以降に取締役等として在任していること（制度開始日以降に新たに取締役等となった者を含む。）

イ 取締役等を退任していること（※）、又は国内非居住者となること

ウ 自己都合（傷病等やむを得ない事由その他当社の認める事由による退任を除く。）や解任等により退任した者又は在任中に一定の非違行為があった者でないこと

エ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、下記④ウによる信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、取締役等が制度対象者として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

## ④ 信託期間

### ア 継続する信託期間

現在、2025年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度に対応して設定した信託が存在しますが、中期経営戦略を2030年度までの計画に変更することに伴い、本株式報酬制度の改定後の対象期間は、2025年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの7事業年度となります。

### イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が制定している中期経営戦略に対応する年数が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一期間について本信託の信託期間を延長し、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。なお、新たな対象期間におい

て実施する本信託への追加拠出は、各対象会社の取締役を対象とする役員報酬については、本株主総会に付議予定の本制度にかかる議案が承認可決された場合には、本信託に拠出する信託金の合計上限額の範囲内（以下「本範囲内」という。）で行うものとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、各対象会社の取締役を対象とする役員報酬に相当する残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は本範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

ウ 本信託の終了（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本信託を終了する場合においても、信託期間（上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

⑤ 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役等に対して、役位に応じて、以下の算定式により計算されるポイント（以下「基準ポイント」という。）が付与され、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期に、信託期間中に累積した基準ポイント数（以下「累積ポイント数」という。）に業績連動係数を乗じて計算されるポイント数（以下「株式交付ポイント数」という。）に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。

業績連動係数は、当社の中期経営戦略に掲げる財務目標等で評価するものとし、現行対象期間（本株主報酬制度改定後の2030年度までの対象期間。）については、EBITDAの財務目標達成度等に基づき、0～150%の範囲で決定します。

ただし、本株主報酬制度改定後の2030年度までの対象期間に限り、当該対象期間において算定される株式交付ポイント数は、2025年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度分の累積ポイントについては、本見直し前の中期経営戦略の最終事業年度としていた2027年度の終了時点において、本見直し前の中期経営戦略に掲げる財務目標達成度等に応じて業績連動係数を乗じ、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度分の累積ポイントについては、本見直し後の最終事業年度である2030年度の終了時点における財務目標達成度等に応じて業績連動係数を乗じることで、交付等を行う当社株式数を決定するものとします。

（基準ポイントの算定式）

役位別に定める基準株式報酬額 ÷ 対象期間開始月の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

本信託を通じて取締役等に交付等が行われる当社株式等の数は、1ポイントあたり当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

なお、信託期間中に取締役等が退任もしくは死亡した場合又は国内非居住者となった場合には、当該時点までに累積したポイント数を株式交付ポイント数として、交付等を行う株式数を決定します。

⑥ 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たす取締役等が退任（死亡時を除く。）する場合、取締役等は、所定の受益権確定手続を行うことにより、株式交付ポイント数の一定割合に相当する数の当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りの株式交付ポイントに相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。信託期間中に受

益者要件を満たす取締役等が死亡した場合は、その時点で計算した株式交付ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が国内非居住者となった場合は、その時点で計算した株式交付ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等が本信託から給付を受けるものとします。

⑦ 本信託に拠出される当社の取締役にかかる信託金の合計上限額及び付与ポイントの総数の上限

当社の取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために本信託に拠出する信託金の合計上限額及び当社の取締役に付与されるポイントの総数の上限は、以下のとおりとします。

・本信託に拠出する信託金の上限（※1）

1 事業年度あたり 1 億 5 千万円とします。中期経営戦略を 2030 年度までの計画に変更したことに伴い、本株式報酬制度の改定後の対象期間は、2025 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2031 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 7 事業年度となりますが、これにより、新たに設定される対象期間となる 2029 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2031 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度については、その合計額は 4 億 5 千万円を上限とします。

なお、上記④イの本信託の継続が行われた場合には、本信託に拠出する信託金の合計上限額は、かかる 1 事業年度あたりの信託金の上限額（1 億 5 千万円）に新たな対象期間の年数を乗じた数に相当する金額となります。

・当社取締役に付与されるポイントの総数の上限（※2）

1 事業年度あたり 1,750,000 ポイント（1,750,000 株相当）とします。そのため、本株式報酬制度の一部改定に伴い、新たに設定される対象期間となる 2029 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2031 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度に対応する上限交付株式数は、対象期間の年数である 3 を乗じた 5,250,000 株（1 ポイントにつき当社株式 1 株の場合。）となります。なお、上記④イの本信託の継続が行われた場合における本信託が取得する当社株式数は、かかる 1 事業年度あたりのポイントの総数の上限（1,750,000 ポイント）に新たな対象期間の年数を乗じた数に相当する株式数が上限となります。

（※1）信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

（※2）当社取締役に對して付与するポイントの総数の上限は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

【参考】本制度の対象子会社

- 株式会社 NTT ドコモ
- 株式会社 NTT ドコモビジネス
- 株式会社 NTT ドコモ・フィナンシャルグループ（※）
- NTT 東日本株式会社
- NTT 西日本株式会社
- 株式会社 NTT データグループ（※）
- 株式会社 NTT データ（※）
- 株式会社 NTT DATA, Inc.（※）
- NTT アーバンソリューションズ株式会社

（※）各子会社の株主総会において、本株式報酬制度の導入が承認されることを条件といたします。

⑧ 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場からの取得を予定しております。

なお、当社の取締役を対象とする当社株式の取得については、上記⑦の取締役ににかかる株式取得資金及び付与するポイント数に相当する株式数の上限の範囲内で行うものとします。

⑨ クローバック制度等

取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合又は取締役等が対象会社の許可なく同業他社に就職した場合、当該取締役等に対し、本制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失又は没収（マルス）、交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができる制度を設けております。

⑩ 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記⑥により取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

⑪ 本信託内の当社株式の配当金

本信託内の当社株式にかかる配当金は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されま

す。

⑫ 信託期間満了時

対象期間における財務目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度又はこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当金等の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

以 上

## 【役員報酬ポリシー】

### 1. 役員報酬制度の基本方針

当社は、中期経営戦略において、「新たな価値の創造とグローバルサステナブル社会を支える NTT へ」「お客様体験 (CX) の高度化」「従業員体験 (EX) の高度化」を柱に掲げ、地球のサステナビリティを支えることを事業の核とし、そのための新たな価値創造と NTT グループのサステナブルな事業成長・発展を両立させ、企業価値の向上をめざしています。

役員報酬制度は、戦略に基づく中長期的な企業価値の向上と持続的な成長に向けて、役員の職務執行が強く動機付けられ、モチベーションを高めるための重要な仕組みの一つと位置付けています。

### 2. 報酬水準

役員報酬の水準は、経済・社会の情勢、当社グループの経営環境、外部のデータベース等による同規模主要企業の水準の調査、当社および当社グループ会社の役員としての職責等を踏まえ、市場競争力を維持できる適切な水準を検討の上、決定することとしています。

### 3. 報酬構成および業績連動報酬の内容

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の報酬は、月額報酬、賞与（短期インセンティブ）、ならびに役員持株会を通じた自社株式取得および業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）から構成することとしており、職責に応じて月額報酬、短期インセンティブおよび中長期インセンティブの比率を定めております。具体的には、標準的な業績の場合、代表取締役社長及び代表取締役副社長の報酬構成は、おおよそ月額報酬：短期インセンティブ：中長期インセンティブ＝40：35：25、その他の取締役等については 50：30：20 としております。

なお、日本人以外の外国人役員を招聘する場合等においては、職務内容や市場水準等を勘案し、個別に報酬水準および報酬構成を設定する場合があります。

各報酬制度の内容は以下のとおりです。

#### ■月額報酬

- ・ 月例の固定報酬とし、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、金銭報酬として支給する。

#### ■賞与（短期インセンティブ）

- ・ 業績連動型の金銭報酬として、当事業年度の業績を勘案し毎年6月に支給する。なお、賞与の財務目標については、中期経営戦略等で掲げた目標を指標に設定し、評価する。

#### ■株式取得資金（中長期インセンティブ）

- ・ 役員の自社株保有の促進を通じて、株主の皆さまとの利益共有を一層進める観点から、役員持株会に一定額以上を拠出し、自社株式を購入する資金として支給する。なお、当該資金により購入した自社株式は、役員の在任期間中、その全てを継続保有する。

#### ■業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）

- ・ 役員報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、財務目標達成に向けた意欲を高めるとともに、役員の自社株保有の促進により株主の皆さまとの利益共有を一層進める観点から、当社の中期経営戦略の対象となる事業年度を対象期間として、財務目標の達成度等に応じて連動する株式報酬を支給する。

- 当社が設定した信託を用いて、役位に応じて定めるポイントを毎年付与・累積し、中期経営戦略の終了時点において、財務目標の達成度に応じた業績連動係数を累積されたポイント数に乗じること、付与する株式数を算定<sup>※</sup>する。なお、株式報酬における財務目標はEBITDA等を用いるものとし、株式の付与は役員の退任時に行う。

※2026年5月8日に発表した「中期経営戦略の一部見直しについて」（本見直し）に伴い、2025年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度分の累積ポイントについては、本見直し前の中期経営戦略にて最終事業年度としていた2027年度の終了時点において、本見直し前の中期経営戦略に掲げる財務目標の達成度等に応じて業績連動係数を乗じ、付与する株式数を算定する。

また、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度の累積ポイントについては、本見直し後の最終事業年度である2030年度の終了時点における財務目標の達成度等に応じて業績連動係数を乗じ、付与する株式数を算定する。

- 株式報酬制度の対象となる役員が、会社と当該役員の委任契約等に関する重大な違反行為を行った場合又は会社の許可なく同業他社に就職した場合、当該役員に対して、本制度における当社株式の交付等を受ける権利の喪失又は没収および既に交付した当社株式相当の金銭の返還請求の措置を講じることができる。

なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、高い独立性を確保する観点から、業績との連動は行わず、月例の固定報酬のみを支給することとしています。また、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議にて決定しており、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）と同様の観点から、月例の固定報酬のみを支給することとしています。

#### 4. 報酬決定プロセス

当社の取締役の報酬については、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会を設置し、取締役会からの委任に基づき、同委員会にて個人別の報酬を含めて決定することとします。なお、取締役会は報酬の割合、算定方法及び個人別の報酬額の決定について同委員会に委任することとします。

以上